

資料編

1. 用語解説	48
2. 表－1 多数の者が利用する一定規模以上の建築物	52
3. 表－2 一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	53
4. 図－1 本計画に記載された緊急輸送路を閉塞させるおそれのある建築物	54
5. 図－2 緊急輸送路	55
6. 図－3 住宅の耐震化率の推計方法	58
7. 図－4 特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震化率の推計方法	59
8. 関係法令（抜粋）	60

用語解説- 1

ア	大阪建築物震災対策推進協議会	大阪府、府内の市町村、建築団体、事業者団体により、府内の建築物等の耐震対策を推進するために設立された協議会。
カ	活断層	最近の地質時代（第四世紀：約200万年前から現在）に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層のこと。（断層：岩体または地質が、 <small>せんたん</small> 剪断破壊により相対的にずれ、食い違いが生じる現象のこと）
	基本方針	耐震改修促進法第4条に定められている「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項、目標設定、技術上の指針、啓発及び知識の普及、都道府県耐震改修促進計画の策定に関する事項を定めている。
	旧耐震基準	昭和56年6月1日の耐震基準の見直し以前に用いられた耐震基準。阪神・淡路大震災では、旧耐震基準による建築物の被害が顕著であった。
	緊急輸送路	災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するために本計画で位置づけられている道路。
	居住住宅数	通常（日常）人が住んでいる住宅のことで、空家や一時居住者住宅（通常居住している者がいない住宅）は除く。
	建築物の耐震改修の促進に関する法律	阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について耐震診断や改修を進めることとされた。さらに、改正耐震改修促進法が平成18年1月26日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられた。また、市町村には、作成の努力義務が課せられた。さらに東日本大震災を受け、平成25年11月25日に施行された改正耐震改修促進法では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものや、都道府県等が指定する避難路沿道建築物等について、耐震診断を行い報告することを義務付けし、その結果を公表することとしている。また、耐震改修を円滑に促進するために、耐震改修計画の認定基準が緩和され、対象工事が拡大され新たな改修工法も認定可能となり、容積率や建ぺい率の特例措置が講じられた。
サ	住宅・土地統計調査	我が国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省（旧総務庁）統計局が5年ごとに実施している。

用語解説-2

サ	新耐震基準	現行の耐震基準（新耐震基準）は、昭和56年6月1日に導入された。この新耐震基準は、建築基準法の最低限遵守すべき基準として、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度5強程度）に対してはほとんど損傷を生じず、極めてまれに遭遇するような大地震（震度6強から震度7程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。
	震度	震度とは、ある場所の地震動の強さを、体感、周囲の物体や建造物への影響などに基づき、いくつかの段階に分けて数値で示したもの。我が国では以前は気象台職員の体感によって決定していた震度を、1996年4月の見直しにより、計測震度計で観測した計測震度によるものと定義され、0～7の8階級であった震度のうち5および6が細分化され、5弱、5強、6弱、6強となり、現在の10階級となっている。
	地震ハザードマップ	建築物の所有者等の耐震化に対する意識啓発を図るため、発生のおそれのある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図のこと。地震による揺れやすさの程度を示した「揺れやすさマップ」と、地震発生時における建物被害の程度を示した「建物被害マップ」の2種類がある。
	総合計画	市の現状と背景をふまえて、将来のまちづくりのための課題を検討し、まちづくりの目標と、これを実現するために施策の基本的な方向を示すもの。
タ	耐震診断	住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるのかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価すること。
	耐震改修	地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕もしくは模様替え又は敷地の整備をすること。
	耐震性がある	大地震に対し、新耐震基準と同じレベルの耐震性能を持つこと。耐震性のある建物は、ごくまれに発生する大地震に対しても倒壊の恐れが少ないと考えられる。
	耐震化率	すべての建物のうちの、耐震性のある建物（新耐震基準によるもの、耐震診断で耐震性ありとされたもの、耐震改修を実施したもの）の割合。 $\text{耐震化率} = \frac{\text{新耐震基準の建物} + \text{耐震診断で耐震性ありの建物} + \text{耐震改修済の建物}}{\text{すべての建物}}$
	耐震シェルター	住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間（シェルター）を作り、安全を確保するもの。

用語解説-3

タ	中央防災会議	内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議。防災基本計画、地域防災計画、非常災害の際の緊急措置に関する計画等の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議や内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申などを主な役割とする。
	地域防災計画	地震や風水害などの大きな災害の発生に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を行うため、「災害対策基本法」に基づき、地方公共団体等が処理すべき防災上の義務や事務を定めた計画。
	特定行政庁	建築主事を置く市町村の区域においては当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については知事をいう。本市では大阪府知事をいう。
	特定既存耐震不適格建築物 (民間)	耐震改修促進法で定められている学校・病院・ホテル・事務所等、多数の者が利用する一定規模以上の建築物、一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物や本計画に記載された緊急輸送路を閉塞させるおそれのある建築物のこと。
マ	マグニチュード	震源域の大きさを表す指標。震源域から発生する地震波のエネルギーに関連した量で、M (マグニチュード)が2異なるとエネルギーは1000倍異なる。学術的には複数のマグニチュードの規定が存在するが、我が国で一般的に使用されているのは、主に気象庁マグニチュードと呼ばれている。

震度階

震度	ゆれの状況
0	<ul style="list-style-type: none"> ・人はゆれを感じない
1	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内にいる人の一部が、わずかなゆれを感じる
2	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内にいる人の多くがゆれを感じる ・つり下がった電灯などがわずかにゆれる
3	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内にいる人のほとんどがゆれを感じる ・棚にある食器類が音を立てることがある ・電線が少しゆれる
4	<ul style="list-style-type: none"> ・かなりの恐怖感がある ・電線が大きく揺れ、歩いている人もゆれを感じる ・つり下げてある物は大きくゆれ、棚にある食器類は音を立てることがある
5弱	<ul style="list-style-type: none"> ・棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある ・窓ガラスが割れることがある ・電柱が揺れているのがわかる
5強	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が行動に支障を感じる ・自動車の運転が困難になる ・タンスなどの重い家具や自動販売機が倒れることがある
6弱	<ul style="list-style-type: none"> ・立っていることが困難になる ・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する ・耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある
6強	<ul style="list-style-type: none"> ・はわないと動くことができない ・固定していないと家具のほとんどが移動、転倒する ・耐震性の高い住宅でも、壁や柱が損壊するものがある
7	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の意思で行動できない ・ほとんどの家具が移動し、飛びものもある ・耐震性の高い住宅でも傾いたり、大きく損壊することがある

表－1 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

○特定既存耐震不適格建築物（民間）の要件一覧表

用途		特定既存耐震不適格建築物（民間）の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物（民間）の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館 （一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物

表一 2 一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

1. 特定既存耐震不適格建築物（民間）の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物が特定既存耐震不適格建築物（民間）に該当します。

2. 指示対象となる特定既存耐震不適格建築物（民間）の要件

床面積の合計が500㎡以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物が指示対象となります。

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実砲	5万個
ト 空砲	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30 t 可燃性液体類20 m ³
④ マッチ	300マッチトン (※)
⑤ 可燃性のガス（⑦及び⑧を除く。）	2万m ³
⑥ 圧縮ガス	20万m ³
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20 t 劇物200 t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg。

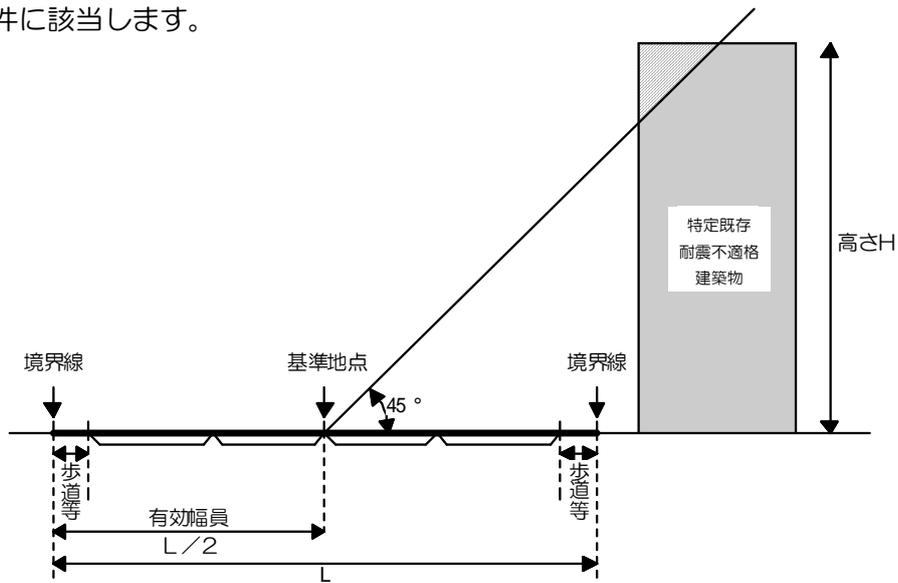
図一 1 本計画に記載された緊急輸送路を閉塞させるおそれのある建築物

1. 特定既存耐震不適格建築物（民間）の要件

緊急輸送路を閉塞させるおそれのある建築物は、前面道路の幅員と建物の高さの関係で決まり、次の要件に該当した場合、特定既存耐震不適格建築物（民間）に該当します。

① 前面道路の幅員（L）が12mを超える場合

建築物の高さが前面道路の全幅員の1/2を超える場合は特定既存耐震不適格建築物（民間）の要件に該当します。



② 前面道路の幅員（L）が12m以下の場合

幅員が12m以下の道路の場合については、幅員の大小にかかわらず、敷地境界線上の高さが6mを超える建築物は特定既存耐震不適格建築物（民間）の要件に該当します。

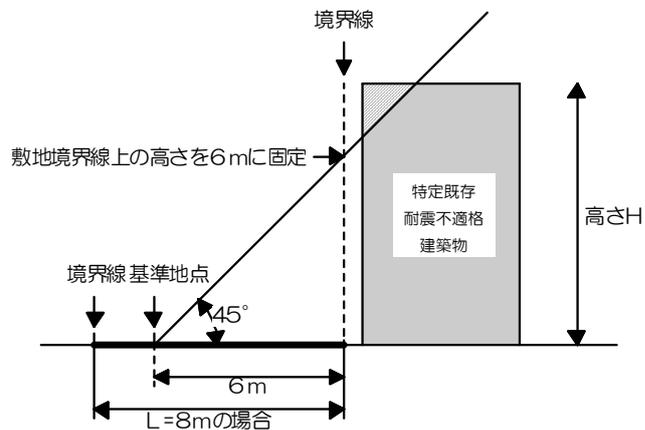
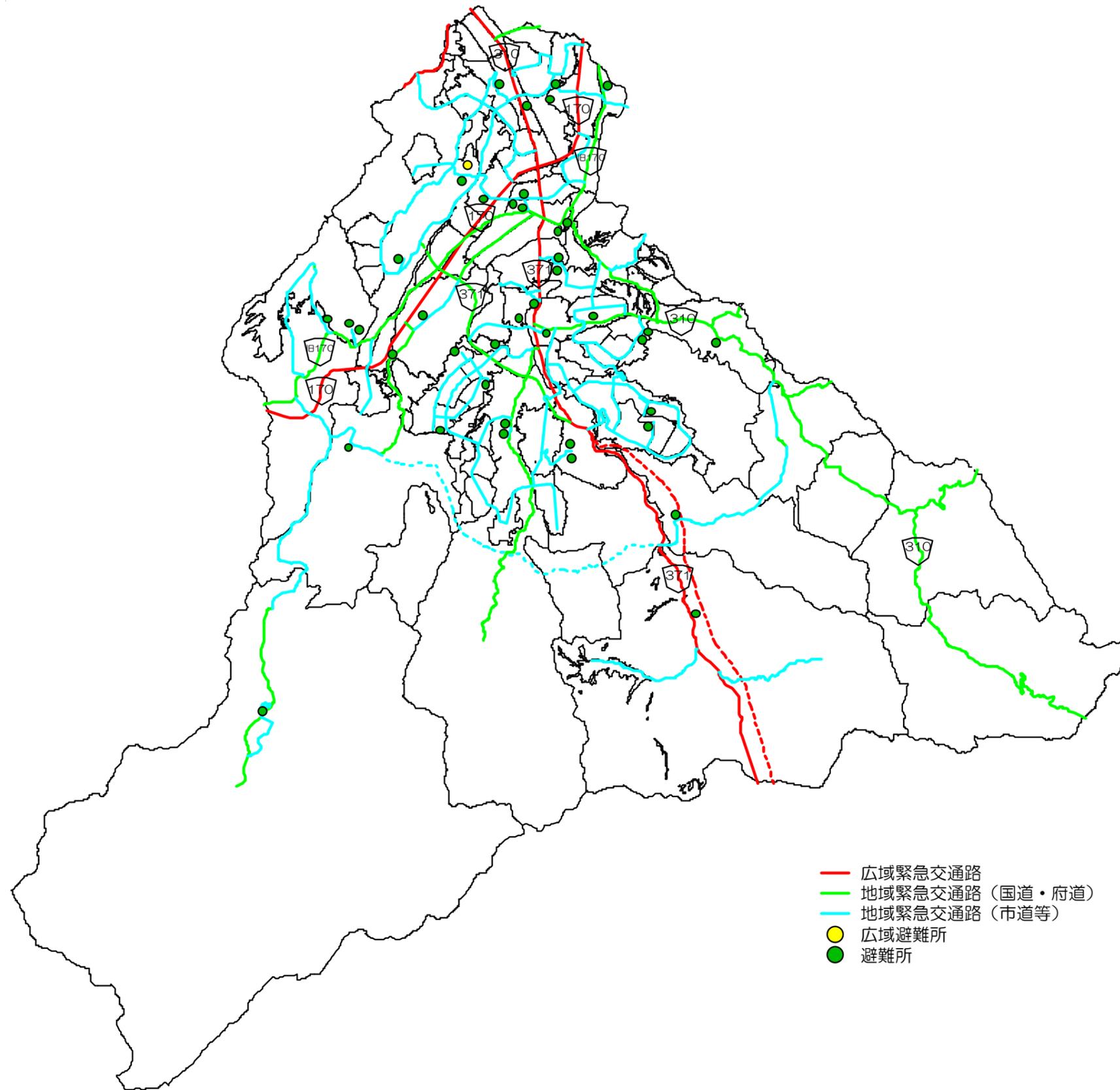


図-2 緊急輸送路



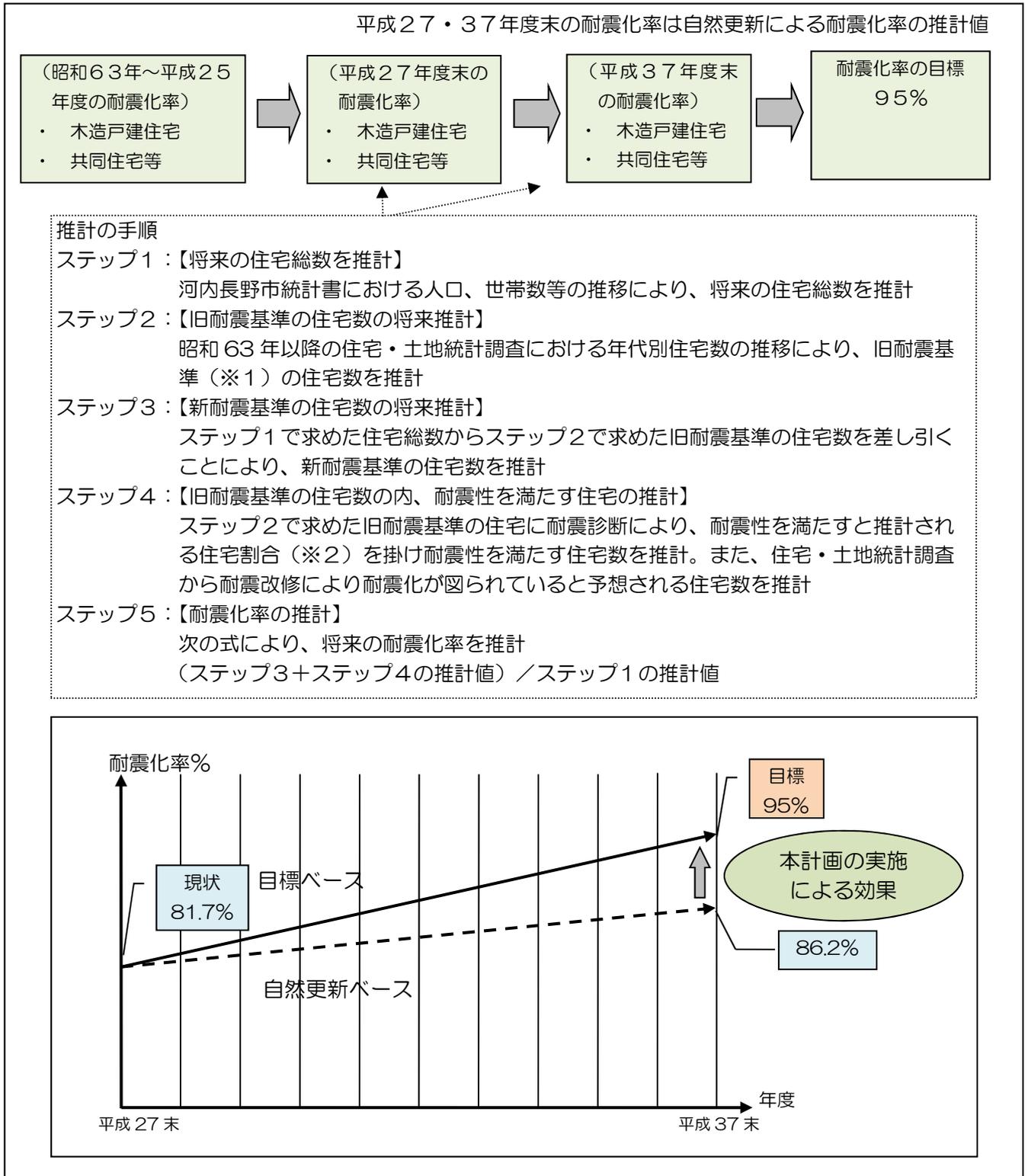
表一3 緊急輸送路-1

番号	路線名等	起点	終点
A	国道170号	天野町1035	市町1122
B	(旧)170号	天野町1035	汐の宮町22
C	310号	松ヶ丘東町1494	本町36-2
		本町315-8	石見川532-2
D	371号	長野町20-4	天見1345-1
E	371号バイパス	石仏1083-2	上原西町1422
F	府道河内長野かつらぎ線	錦町300	高向910-5
		高向335-4	日野776-2
		滝畑160	滝畑253-9
G	堺かつらぎ線	滝畑247	滝畑1587-4
H	富田林泉大津線	木戸3丁目933-15	松ヶ丘東町1316-4
		桐ヶ丘1864	小山田町5458-9
I	東阪三日市線	三日市町240-2	寺元129-4
J	河内長野千早城跡線	鳩原330	鳩原348-2
		小深116-2	小深191-2
K	中津原寺元線	鳩原852-2	鳩原1096
L	加賀田片添線	西片添町73	加賀田1482-2
M	大野天野線	下里町801	下里町459-2
1	市道貴望ヶ丘病院住宅線	楠町西850-2	木戸町677-1
2	貴望ヶ丘小山田線	千代田台町829-2	小山田町2302
3	野作赤峯下里線	西之山町1166	小山田町2649-154
4	原町狭山線	原町473-4	小山田町5458-1
5	野作向野線	野作町962	向野町496
6	西代2号線	西代町746-4	西代町771-10
7	サニータウン1号線	小山田町2527-1	小山田町2364-4
8	小山田東峰3号線	小山田町1769-1	小山田町1848
9	松ヶ丘小山田広野線	楠町西1085-3	小山田町2528-4
10	千代田松ヶ丘線	楠町西5581-3	楠町西1055-3
11	柳風台1号線	市町1717-1	市町1415-5
12	柳風台5号線	市町1415-10	市町1442-4
13	木戸鳴尾線	市町1441-2	木戸町677-2
14	汐の宮滝谷1号線	汐の宮町315	千代田南町632-9
15	汐の宮3号線	汐の宮町90-11	汐の宮町166
16	汐の宮7号線	汐の宮町58-1	汐の宮町51-2
17	市町向野線	市町699-2	向野町764
18	千代田駅前自転車駐車場線	木戸町401-4	木戸町403-3
19	西の山原線	原町545-1	原町559-5
20	野作台4号線	原町396-3	原町840
21	門前下里1号線	天野町985-6	下里町912-1
22	東谷線	下里町610-2	下里町670-1
23	下里口上条線	下里町291-3	天野町319-2
24	天野下里1号線	下里町268-4	下里町340
25	広野団地1号線	小山田町146-2	小山田町117-3
26	グリーンヒルズ1号線	旭ヶ丘259-699	旭ヶ丘1-121
27	天野山日野線	天野町1009-1	日野1462-1

表一3 緊急輸送路-2

番号	路線名等	起点	終点
28	天野滝畑線	天野町 1 4 3 6 - 2	滝畑 2 3 6 - 2
29	堂村 1 号線	滝畑 4 8 3 - 1 7	滝畑 5 4 3 - 3
30	東の村線	滝畑 5 8 4 - 5	滝畑 2 0 1 2 - 1
31	中村西の村線	滝畑 1 9 7 3 - 3	滝畑 1 7 6 9
32	三日市高向線	上田町 1 4 7	上田町 7 9 4 - 1 1
33	高向 8 号線	高向 9 1 2 - 4	高向 3 2 8 - 2
34	上田 3 号線	上田町 1 7 1 - 2	上田町 1 3 0
35	上田 8 号線	上田町 9 8 - 9	上田町 1 0 2 - 2
36	長野小塩線	上田町 1 5 0	上田町 1 4 8
37	三日市 1 号線 (楠ヶ丘内道路含む)	三日市町 1 1 4 1 - 2	楠ヶ丘 1 9 2 4 - 2 8 0
38	三日市 2 号線	三日市町 2 3 1 - 6	三日市町 2 2 0 - 1
39	三日市喜多線	三日市町 1 1 2 2 - 1	喜多町 1 0 8 - 1
40	喜多 6 号線	喜多町 1 9 8 - 2	喜多町 1 0 4 - 4
41	原町喜多線	喜多町 9 9 - 2	喜多町 5 8 - 3
42	河合寺亀泉寺線	河合寺 6 0 0 - 1	末広町 6 2 4
43	楠翠台 1 号線	喜多町 5 7 - 1	大師町 8 5 - 1
44	楠翠台 2 号線	大師町 8 5 - 9 8	大師町 8 5 - 2 5 4
45	楠台 1 号線	河合寺 2 7 4 - 4	日東町 6 2 3 - 6 8 3
46	楠台 2 号線	日東町 6 2 3 - 6 2 3	日東町 6 2 3 - 8 8
47	楠台 4 号線	三日市町 5 6 0 - 1 5	日東町 6 2 3 - 6 3 5
48	楠台 2 1 号線	日東町 6 2 3 - 8 9	日東町 6 2 3 - 9 5
49	清見台 1 号線	三日市町 5 5 6 - 4	清見台 2 丁目 9
50	清見台美加の台線	清見台 5 丁目 4 - 1	美加の台 2 丁目 9 7 4 - 2 9
51	美加の台 1 号線	石仏 1 8 7 - 1	美加の台 1 丁目 1 1 6 2 - 1 2 0
52	美加の台 2 号線	美加の台 1 丁目 3 5 - 7 1	美加の台 2 丁目 9 7 4 - 5 4
53	美加の台 6 号線	美加の台 5 丁目 2 3 9 - 4 1 1	美加の台 6 丁目 2 3 9 - 3 2
54	美加の台 4 5 号線	美加の台 2 丁目 9 7 4 - 3 1 3	美加の台 2 丁目 9 7 4 - 4 2 5
55	美加の台 4 9 号線	美加の台 2 丁目 9 7 4 - 3 1 3	美加の台 2 丁目 9 7 4 - 2 9 2
56	片添美加の台線	中片添町 1 2 9 4	美加の台 1 丁目 1 - 1 8
57	三日市青葉台線	三日市町 3 3 - 1	片添町 1 1 2 4 - 1
58	小塩青葉台線	高向 2 2 0 1 - 1 3	石仏 1 1 2 2 - 1
59	青葉台 2 号線 (学校進入路含む)	北青葉台 7 6 8 - 1 9 4	北青葉台 7 6 8 - 1 2 8
60	青葉台ハイツ 1 号線	南青葉台 3 9 6 9 - 5 7	南青葉台 8 5 8 - 5 2
61	イトーピア 1 号線	加賀田 4 9 0 - 1	大矢船北町 2 8 0 1 - 1 8 3
62	矢伏線	加賀田 5 7 5 - 1	加賀田 2 8 1 2
63	小塩南花台線	小塩町 1 2 5 - 1	南花台 1 丁目 4 4 0 - 2 5 8
64	南花台 1 号線	南花台 1 丁目 4 4 0 - 1 1 7	南花台 4 丁目 1 9 5 8 - 2 1 3
65	南花台 2 号線	南花台 1 丁目 3 6 3 5 - 5 1	南花台 4 丁目 1 9 5 8 - 2 0 7
66	南花台 3 号線	南花台 1 丁目 3 7 1 1 - 7 5	日野 1 3 7 6 - 1
67	南花台 1 6 号線	南花台 4 丁目 1 9 5 8 - 3 2 7	南花台 4 丁目 1 9 5 8 - 2 4 5
68	南花台 3 4 号線	南花台 1 丁目 3 7 1 1 - 1 1 0	南花台 1 丁目 3 6 3 5 - 5 7
69	南花台 5 3 号線	南花台 1 丁目 2 1 0 8 - 6 2	南花台 1 丁目 2 1 0 8 - 9
70	千早口鳩原線	清水 1 7 - 1	寺元 6 7 7
71	流谷線	天見 1 6 7 5 - 3	流谷 3 6 3
72	島の谷線	天見 1 5 0 7 - 1	天見 8 2 6 - 1
73	日野加賀田線	日野 1 3 7 5 - 3	加賀田 3 3 8 7

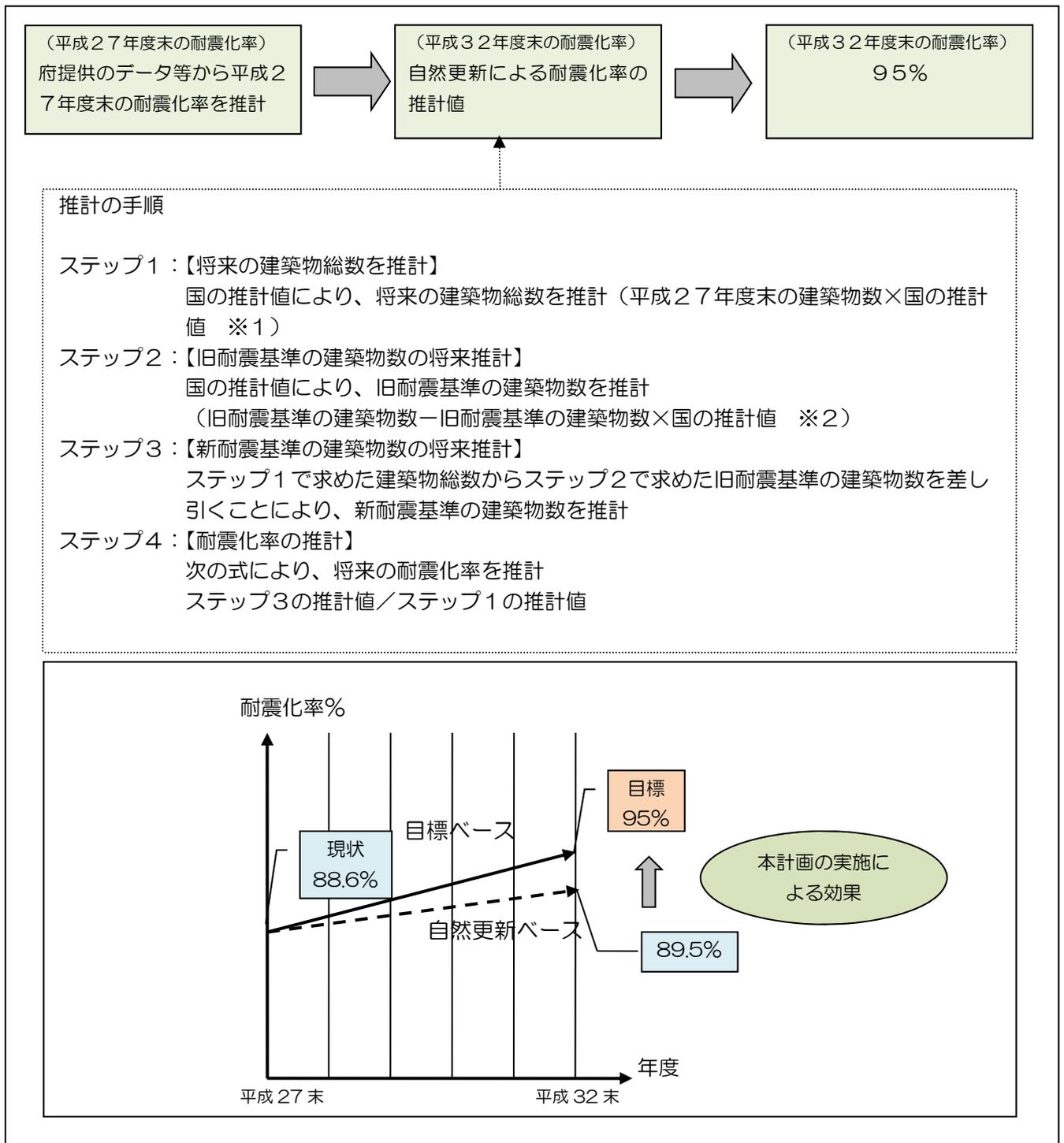
図-3 住宅の耐震化率の推計方法



※1 昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直しされたため、旧耐震基準と新耐震基準の区分は昭和56年以前と昭和57年以降で分けることが必要ですが、根拠としている住宅・土地統計調査は、昭和55年と昭和56年で分かれているため、住宅にあたっては便宜上この区分を採用する。

※2 大阪府住宅・建築物耐震10ヵ年戦略プランで採用している数値（木造住宅9%、共同住宅等42%）

図-4 特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震化率の推計方法



※1 平成27年度末の特定既存耐震不適格建築物（民間）数は、国の推計によると平成16年3月～28年3月に1.11倍に増加すると推計していることから、期間を平成20年3月～28年3月に換算して1.07倍に増加すると推計する。

※2 国の推計によると、昭和56年以前の建築物は平成16年3月～28年3月に10.5%減失すると推計していることから、期間を平成20年3月～28年3月に換算して7%減失すると推計する。

関係法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 号）

最終改正：平成 26 年 6 月 4 日法律第 54 号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあつせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
 - 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改

修の実施に関する事項

- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該会社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要が

あると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定
既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（抜粋）

（勧告の対象となる建築物）

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物